

事 務 連 絡

平成 1 8 年 1 2 月 1 日

各 都道府県 障害福祉関係主管課 担当者 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031001 号)に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

記

該当ページ	正	誤
P 11 の(7)	4 月 1 日から 9 月 30 日までの間	4 月 1 日から 8 月 31 日までの間
	当該 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間	当該 4 月 1 日から 8 月 31 日までの間
	10 月 1 日以降についても	9 月 1 日以降についても
P 13 の の (一) のイ	60 を加えて得た数	10 を加えて得た数
P 16 の の (一) のイ	55 を加えて得た数	5 を加えて得た数
P 87 の の (二)	就労継続支援 B 型サービス費()	就労移行支援サービス費()